

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年5月16日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	秋田県	
3. 市区町村名	男鹿市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	94-1	
6. 独自利用事務の対象者	高齢者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年5月27日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 男鹿市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)で定める医療費の支給に関する事務(高齢者の医療費助成)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項及び別表第2第1の項 男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)で定める医療費の支給に関する事務(高齢者の医療費助成)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ(自立した日常生活を営む)ことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め	第1条 この要綱は、男鹿市に居住地を有する乳幼児及び小中学生並びに高校生等、ひとり親家庭の児童、(高齢身体障害者)及び重度心身障害(児)者の(心身の健康)の保持と(生活の安定)を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号) 男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 ハ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 ニ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の更新に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 イ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 ハ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 ニ	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第3条に規定する福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 5	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	男鹿市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項に規定する福祉医療費受給者証の交付の更新に係る事実について審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 1	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 2	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 3	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	男鹿市福祉医療費支給要綱(平成17年男鹿市告示第10号)第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--